公立鳥取環境大学卒業認定手続きに関する細則
平成２４年４月１日
鳥取環境大学規程第７８号

（趣旨）
第１条 この細則は、公立鳥取環境大学学則（以下「学則」という ）第４８条に規定する
卒業の認定について必要な手続きを定めるものとする。

（卒業予定者）
第２条 卒業予定者は、学則に定める全ての卒業要件を満たしている者又は満たす見込の
者とする。

（卒業の時期）
第３条 卒業の時期は学期の終わり（３月末又は９月末）とする。

（卒業の認定）
第４条 卒業に当たっては、各卒業予定者に対し、各学部における卒業判定を行い、教務
委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。
２ 前項の卒業予定者は、卒業する月には在学していることとする。

附 則
この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）
この細則は、平成２７年４月１日から施行する。